

秋田県地域生活定着支援センターからのお知らせ

センターの業務の紹介などをしていきます。ご一読いただければ幸いです。

令和6年度 第2回 被疑者等支援ネットワーク会議を行いました。(2025/03/17)

地域生活定着支援センターの主な業務には、矯正施設(刑務所など)を出るときの支援「コーディネート業務」、出所してから地域での生活が安定するまでの支援「フォローアップ業務」、被疑者・被告人段階の支援「被疑者等支援業務」、本人や家族、福祉事業所からの相談を受ける「相談支援業務」があります。

支援の対象となるのは、高齢者(概ね65歳以上)や障がい者で、帰るあてや頼る人がなく、地域社会で安心して暮らすためには福祉サービスの受給が必要であり、定着支援センターの支援を受けたいと希望している方です。

「被疑者等支援業務」は、犯罪をして逮捕され身柄を拘束されたが「起訴されなかった方」や、裁判にかけられたが罰金刑や執行猶予で「釈放された方」で、保護観察所に「更生緊急保護(文末※)」を申し出る方のうち、定着支援センターの支援対象となる方の支援を、「身柄拘束された被疑者・被告人段階のうちから開始する」ものです。刑務所には入りませんが、定着支援センターの支援内容に変わりはありません。

また、被疑者等支援業務の要件には当てはまらなくとも、被疑者・被告人段階の方の支援については、検察庁や保護観察所からの問い合わせや相談をうけて、相談支援のうちの「入口支援」として対応をしています。

被疑者等支援業務に関わる他機関との連携ネットワークの構築及び継続のため、当県では保護観察所・検察庁・弁護士会・県及び定着支援センターの五者で、「被疑者等支援業務推進ネットワーク会議」を設置し、定期的に協議を行っています。令和7年3月17日に、令和6年度第2回被疑者等支援業務推進ネットワーク会議を行いました。

今回の会議では、令和6年度の被疑者等支援3件の事例を紹介し、「身柄拘束されていた方が釈放され、住まいに落ち着いたら終了」ではなく、社会に戻ってからも支援が続くことや、あるケースで釈放後の支援を行う際、他機関の同行が有効であったこと等を報告しました。

令和6年度の当県及び北海道・東北ブロック他道県の、被疑者等支援業務及び入口支援の実施状況と、連携した関連機関等の紹介も行いました。北海道や宮城など人口が多く規模が大きい道県は被疑者等支援の件数が挙がっているのですが、当県は地域特性(持ち家率が高く、家族と同居の場合も多くて、被疑者等支援の要件に該当しにくい)もあり、令和5年度は支援の件数がありませんでした。他県でも同様に、少ない、あるいは件数が挙がっていませんでしたが、本年度は保護観察所への働きかけで、件数が増えたという報告もありました。

一方、被疑者・被告人段階の入口支援は、当県はじめ各道県でも行われています。被疑者等支援業務



の要件に厳密には当てはまらなくとも、入口支援として対応できる場合もあることや、対象者が「福祉の支援が必要な方ではないか」と気づいたら、互いに連絡を取り合い、早い時期から情報共有していきたい旨などを、お話ししました。

また、出席者からも事例の紹介と、質問がありました。事実確認や犯罪捜査の間にごんごん時間が経ってしまい、「起訴しない」との結論が出たときには間に合わないこともあるので、被疑者等支援に該当するかどうか未定の段階から、支援を開始できないか、ということでした。

他の出席者から、被疑者等支援業務の対象になるのではと思われる場合は、「高齢・障害(の疑い)の被疑者である」、「更生緊急保護を申請したい」ということを申し出てほしい、などの回答がありました。また、他の関係機関からも、「被疑者等支援に該当したらどのようなメリットがあるのか」、紹介された事例について、「被疑者等支援に該当しなかったのか」、「このように情報共有したらよかったのではないか」、「住むところがない。受け入れ先の開拓が必要」…、等々と、質問や意見が活発に交わされました。

当センターからも、「被疑者等支援」を始めとした定着支援センターの支援は、独立したものではなく、重層支援、生活困窮者の支援、高齢者の支援、障害者の支援と重なっていること、「刑務所を出た方」、「犯罪をした方」ではあっても、「生きづらさを抱え、福祉の支援が必要な方」であることに変わりはないことを、改めて確認しました。そして、支援対象者に「気づく」ことの大切さと、定着支援センターの支援は釈放後も続いていくこと、支援対象者には多くの関係機関が関わっていることを心に留めてほしい旨を申し上げて、会議を終了しました。

※更生緊急保護とは

刑事上の手続きによる身柄拘束を解かれた者が、親族や公共機関等から医療、宿泊、職業その他の保護が受けられないまたは不足が認められる場合に、緊急に、その者に対して金品を給与し、又は貸与し、宿泊場所を供与し、宿泊場所への帰住、医療、療養、就職又は教養訓練を助け、職業を補導し、社会生活に適応させるために必要な生活指導を行い、生活環境の改善又は調整を図ること等により、その者が進んで法律を守る善良な社会の一員となることを援護し、速やかな改善更生を保護することをいう。本人が申し出て、保護観察所の長が、措置として行うもの。(更生保護法 第85条より)

(被疑者等支援業務の流れを、次ページの図でご覧いただけます)

被疑者等支援業務

対象者支援（勾留中の調整／釈放後の調整）

